

令和 3 年度 栃木支部事業計画

令和3年度 事業計画（栃木支部）

分野	具体的施策等
1. 基盤的保険者機能関係	<p>1. 健全な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いわゆる 2025 年問題をはじめとした現役世代の減少への課題に加え、今後の経済情勢が協会財政へ与える影響等について、支部評議会に必要な情報を提供し丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。 ・加入者や事業主に協会財政への理解をより深めていただくため、協会決算や今後の見通しに関する情報を発信する。 ・各審議会等の協議の場において、協会財政の安定化に資する意見を積極的に発信する。 <p>2. サービス水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10 日間）を遵守する。 ・加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。 ・お客様満足度調査、お客様の声に基づく加入者・事業主の意見等から課題を見だし、迅速に対応する。 <p>■ KPI：①サービススタンダードの達成率を 100%とする ②現金給付等の申請に係る郵送化率を 95.0%とする</p> <p>【具体的取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①事務処理手順書に則った業務の標準化・効率化・簡素化を徹底し、現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10 日間）を遵守する。 ②加入者・事業主からのご意見や苦情等について、迅速かつ正確に支部内で情報共有し、更なるサービスの改善に結びつける。また、サービス水準向上のため、お客様満足度調査の結果に沿った支部内研修を行う。 ③事務処理誤りを防止するため、統一的処理ルール（業務マニュアルや事務処理手順書等）を遵守・徹底する。 また、統一的処理ルールを遵守・徹底するという意識向上や情報共有のため、毎月ミーティング等を行う。 ④加入者が申請書等を郵送で提出できるよう、広報を行うとともに加入者の立場に立った、よりきめ細やかな電話対応・窓口対応を行う。

3. 限度額適用認定証の利用促進

- ・オンライン資格確認の実施状況をふまえ、引き続き事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットによる広報や、地域の医療機関及び市町村窓口申請書を配置するなど利用促進を図る。
- ・医療機関の窓口で自己負担額を確認できる制度について、積極的に周知を図る。

【具体的取組み】

- ①医療機関窓口への限度額適用認定申請書の設置依頼を引き続き行う。
- ②医療機関や市町村の窓口担当者が制度説明を容易にできるようにするため、支部で作成した限度額適用認定申請に係るチラシ等を積極的に活用する。
- ③医療機関の窓口で自己負担額を確認できる制度の広報を、事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットを活用し、積極的に行う。

4. 現金給付の適正化の推進

- ・標準化した業務プロセスを徹底し、審査業務の正確性と迅速性を高める。
- ・傷病手当金と障害年金等との併給調整について適正に履行し、現金給付の適正化を推進する。
- ・不正の疑いのある事案については、支部の保険給付適正化PTにて議論を行い、事業主への立入検査を積極的に行う。

また、不正の疑われる申請について重点的に審査を行う。

【具体的取組み】

- ①事務処理手順書に則った業務の標準化・効率化・簡素化を徹底し、審査業務の正確性と迅速性を高める。
- ②資格取得から請求までの期間が短期間である場合、療養担当者意見欄、レセプト等の内容確認と併せて、年金事務所と連携のうえ、資格取得が適正かどうかの確認を行う。
- ③不正請求の疑いのある申請に対しては、保険給付適正化PTにおいて支給の適否を判断するとともに、年金事務所と連携のうえ、事業主への立入検査を行う。
- ④システムで抽出される障害及び老齢年金との併給調整対象者について、事務処理手順書に則り抽出後3か月以内に併給調整処理を確実にを行う。

	<p>⑤傷病手当金支給後の併給調整を減少させるため、同一傷病による障害年金との併給調整及び、資格喪失後の老齢年金との併給調整に関する広報を積極的に行う。</p> <p>⑥傷病手当金と労災保険の休業補償給付との適正な併給調整のため、事務処理手順書に則った進捗管理を徹底する。また、休業補償との併給調整に関する広報を積極的に行う。</p> <p>5. 効果的なレセプト点検の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療費の適正化を図るために、資格・外傷・内容点検の各点検を実施する。 ・レセプト点検の効果向上に向けた行動計画に基づき、レセプト点検の質的向上とシステムを活用した効率的な点検により、査定率向上に取り組む。 <p>■ KPI : ①社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率（※）を対前年度以上とする （※）査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽの医療費総額 ②支部の再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする</p> <p>【具体的取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①資格・外傷点検については、システムスケジュールに基づき効率よく点検を実施する。 ②内容点検については、PDCAサイクルにより効果額向上を図り、社会保険診療報酬支払基金の一次審査と合算したレセプト点検の査定率及び協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を前年度以上とする。 ③レセプト点検の質的向上とシステムを活用した効果的な点検を実施するための勉強会を開催するとともに、各種研修会受講後に伝達等を確実にすることにより、点検員のスキルアップを図る。 <p>6. 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）の申請や負傷部位を意図的に変更するいわゆる「部位ころがし」と呼ばれる過剰受診について、加入者に対する文書照会を強化する。 <p>なお、加入者に対する文書照会を行う際には、制度の仕組みを解説したリーフレットを同封するなど、柔道整復施術受診についての正しい知識の普及を図る。</p> <p>■ KPI : 柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする</p> <p>【具体的取組み】</p>
--	--

- ①加入者への文書照会については、多部位施術（3 部位以上）または頻回傾向施術（1 カ月あたり 10 回以上）の申請に対象範囲を拡大し照会を行う。
- ②12 ヶ月間に 10 ヶ月以上の支給記録があり、初検日が複数回動いている加入者に対し照会を行う。
- ③加入者への文書照会の結果、不正請求の疑いが強いものについては、保険給付適正化 P T を経て、厚生局への情報提供を積極的に行う。
- ④事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットを活用し、適正な受診に関する広報を行う。

7. あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の審査手順の最適化の推進

- ・審査手順の標準化を推進する。
- ・文書化された医師の再同意の確認を確実に実施する。

【具体的取組み】

- ①本部から示されている、審査手順書に基づく標準化を徹底し、特に医師による再同意の確認を確実に行う。
- ②不正の疑いがある案件は厚生局に情報提供を行う。また、厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。

8. 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進

- ・日本年金機構の資格喪失処理後 2 週間以内に、保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底するとともに、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。
- ・未返納の多い事業所データを活用した、事業所への文書等による資格喪失届への保険証添付の徹底を周知する。
- ・債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整の積極的な実施及び費用対効果を踏まえた法的手続きの実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。

- KPI : ①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後 1 か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする
- ②返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする

【具体的取組み】

- ①広報媒体や各種研修会等を通じて、資格喪失時の保険証回収に係る周知を行うとともに、日本年金機構、社会保険労務士会等へ保険証早期回収の依頼を行う。
- ②未返納の多い事業所データを活用し、資格喪失届提出時に保険証の添付がない事業所へ、資格喪失時の保険証

	<p>回収に係る注意喚起を文書等にて行う。</p> <p>③文書・電話・訪問による催告を強化し、返納金債権の早期回収を図るとともに、法的手続きを徹底する。</p> <p>④資格喪失後による返納金債権については、国民健康保険との保険者間調整を積極的に活用し、確実な債権回収を行う。</p> <p>⑤損害賠償金債権については、損害保険会社等に対し早期に折衝を行い、確実な債権回収に努める。</p> <p>9. 被扶養者資格の再確認の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ マイナンバーを活用した被扶養者資格再確認を実施する。 ・ 事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。 ・ 未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。 <p>■ KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を 92.7%以上とする</p> <p>【具体的取組み】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①マイナンバーを活用した被扶養者資格再確認を実施する。 ②未提出の事業所に対して、早期に文書や電話、訪問による勧奨を行う。 ③未送達事業所については、年金事務所から事業所情報の提供を受け、再送付を行う。それでもなお、所在不明の事業所については、年金事務所等へ実態調査の依頼を行う。 ④高齢者医療制度納付金等に係る拠出金の算定方法が毎月の加入者の人数等に応じて算出されることから提出された被扶養者異動届については、届書の内容確認、年金事務所への引き継ぎを速やかに行う。 <p>10. 業務改革の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現金給付業務等について、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底を図り、業務の標準化・効率化・簡素化を推進する。 ・ 職員の意識改革の促進を図り、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を推進する。 <p>【具体的取組み】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①業務マニュアルや事務処理手順書に基づく統一的な事務処理を遵守・徹底する。 ②統一的な事務処理を遵守・徹底するという意識向上や情報共有のため、毎月ミーティング等を行い、現金給付
--	---

	<p>等の業務処理手順の更なる標準化・効率化・簡素化を徹底する。</p> <p>③職員の知識レベルや処理速度を随時確認し、多能化と生産性向上を目的とした人材育成計画に基づき、業務担当ごとのユニットの編成、及び日々の業務の割振りを実施する。</p> <p>④経験の浅い職員に対し、OJTによる研修に加え、勉強会を毎週実施しスキルレベルの底上げを図る。</p>
--	--

2. 戦略的保険者機能関係	<p>1. 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施</p> <p>上位目標：健康経営の考え方を普及し、保健指導の徹底、健診受診率アップによりメタボリックシンドローム該当者および予備群に該当する者を25%減らす。（2017年度メタボリックシンドローム該当者15.8%、予備群13.4%から2026年度に向けて該当者11.9%、予備群10.1%とする）～メタボリックシンドローム起因の疾病を予防する～</p> <p>（1）特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上</p> <p>■ KPI：①生活習慣病予防健診実施率を65.6%とする ②事業者健診データ取得率を7.8%とする ③被扶養者の特定健診受診率を30.5%とする</p> <p>●被保険者（40歳以上）（受診対象者数：221,517人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診 実施率65.6%（実施見込者数：145,375人） ・事業者健診データ 取得率7.8%（取得見込者数：17,278人） <p>●被扶養者（受診対象者数：62,335人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査 実施率30.5%（実施見込者数：19,012人） <p>【具体的取組み】</p> <p>◆生活習慣病予防健診</p> <ol style="list-style-type: none"> ①生活習慣病予防健診未利用事業所へ、定期健康診断からの切り替えを促すよう事業所訪問及び健診機関からの受診勧奨を実施する。 ②生活習慣病予防健診の受診者数増加のため、健診機関毎に目標値を設定し、健診機関による受診勧奨を促す。 ③生活習慣病予防健診の利点を伝え、利用を促すことを目的に、小規模事業所の加入者個人を対象に受診勧奨を行う。 ④新規適用事業所へ健診案内送付後、制度説明及び受診確認の電話勧奨を実施する。 <p>◆事業者健診データ取得</p> <ol style="list-style-type: none"> ⑤同意書取得済み事業所の健診機関情報を再確認し、効果的に事業者健診結果データの取得・管理を行う。また、労働局・栃木県との連名による同意書新規取得を継続して行う。
---------------	--

⑥健診結果作成についての契約を締結していない健診機関・医療機関へ契約締結の働きかけを行い、データ取得に結び付ける。また、検査・問診の必須項目不足によりデータ取得に至らない健診機関へは、全項目実施を事業所へ案内するよう働きかける。

◆被扶養者の特定健診

⑦市町の集団健診を最大限に活用できるよう、市町毎の健診日程を受診券に同封して周知する。

⑧経済団体や市町と連携した集団健診等を実施する。

⑨支部独自の集団健診（オプション健診）の場を県内全域をカバーするように設け、特に未受診者の多い地域の回数を増やすことで受診者アップを図る。

⑩被扶養者で定期健康診断を受診している場合に、受診券を使用して特定健診として実施できるよう健診機関に働きかけ実施方法を検討する。

(2) 特定保健指導の実施率の向上

■ KPI : ①被保険者の特定保健指導の実施率を 27.2%とする

②被扶養者の特定保健指導の実施率を 12.4%とする

●被保険者（実施対象者数：32,855人）

・実施率 27.2%（実施見込者数：8,936人）

（内訳）協会保健師実施分 15.0%（実施見込者数：4,936人）

アウトソース分 12.2%（実施見込者数：4,000人）

●被扶養者（実施対象者数：1,635人）

・実施率 12.4%（実施見込者数：203人）

（内訳）協会保健師実施分 5.5%（実施見込者数：90人）

アウトソース分 6.9%（実施見込者数：113人）

【具体的取組み】

①外部委託をより一層推進するため、健診機関の経営層に対し、健診当日の初回面談・分割実施への体制整備・強化に向けた働きかけを行う。

②健康経営の取組みの一環としての保健指導実施が定着するよう、対象者数の多い事業所を訪問し、事業主・経営層に働きかけを行う。

- ③外部委託機関との連携強化のため、委託機関の保健指導担当者との意見交換の場を設け情報共有を図る。
- ④被扶養者の保健指導については、支部主催の集団健診の機会を最大限に活用して実施する。また、各地域での来所相談の場を設けるなど、対象者が利用しやすい環境を整える。
- ⑤健診結果の改善が見られない対象者へ検査値の経年変化と改善対策を示すことで保健指導の利用につなげ、行動変容を促す。
- ⑥保健指導対象者の更なる利便性の向上を図るため、ICT技術を活用する。

(3) 重症化予防対策の推進

- KPI：受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を11.8%以上とする

【具体的取組み】

- ①本部からの一次勧奨通知発送後に電話勧奨を実施する。その後の受診状況を確認し、受診を確認できない対象者については再度勧奨する。
- ②二次勧奨対象者には、健診結果に受診勧奨文書を同封することで、検査値の意味や受診の必要性についての理解を促し、受診に結び付ける。
- ③二次勧奨対象者へは、医師会との連名による文書勧奨を遅滞なく行うと同時に、支部の保健師による電話勧奨を実施する。
- ④特定保健指導の対象者のうち、医療機関への受診が必要な方に対しての受診勧奨を徹底して実施する。
- ⑤糖尿病重症化予防、糖尿病性腎症患者への保健指導については、栃木県糖尿病重症化予防プログラムに則り、健診データやレセプト情報から該当者を抽出し、郡市医師会や他の保険者と連携して効果的に事業を進める。

(4) 保健指導を担う人材の育成

【具体的取組み】

- ①対象者に響く質の高い保健指導の実施、要治療者への確実な受診勧奨、糖尿病重症化予防の推進など、各々に必要な知識・スキルを身に着けるため、支部所属保健師・管理栄養士の研修内容の充実を図り、個人の実績に基づいた育成を行う。
- ②健康宣言事業所のフォローアップ等事業所と連携した健康づくりの実施に向けて、保健師・管理栄養士の専門性を活かした取組みを検討する。

(5) コラボヘルスの推進

- ・とちぎ健康経営宣言事業所数の更なる拡大を図るとともに、事業所において家族を含めた健康づくりを推進するよう、事業所支援等を拡充する。
- ・保険者として、事業所等と連携したメンタルヘルス予防対策の推進に努める。

■ KPI：健康宣言事業所数を1,100事業所以上とする

【具体的取組み】

①とちぎ健康経営宣言事業所の拡大およびフォロー

- ・関係団体と連携し、健康宣言事業所数を拡大させる。
- ・健診実施率などの実績が高い事業所に対し、積極的に健康宣言への働きかけを行う。
- ・健康経営への取組みの評価あるいは健康経営に取り組む必要性を事業主に理解いただくため、事業所訪問などにより事業所カルテ等を提供する。
- ・健康経営に基づく他事業所の好事例など取組みの具体策を提供する。
- ・身体活動量増加セミナーやYouTube等の動画を活用した運動支援を実施する。
- ・関係団体と連携し、経済産業省の「健康経営優良法人認定制度」のフォローを実施する。

②とちぎ健康経営事業所認定制度の実施

- ・栃木県及び健康保険組合連合会栃木連合会と協働し、従業員等の健康管理、増進に積極的に取り組む事業所を「とちぎ健康経営事業所」として認定する。

③効果検証

- ・取組みを振り返るアンケート及び健診結果による健康リスク等を集計し効果を検証する。

④メンタルヘルス予防対策の推進

- ・内外の資源を活用し、事業所のメンタルヘルス予防対策を推進する。

2. 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進

- ・「①協会の概要・財政状況」「②申請手続き」「③医療費適正化への取組、」「④健康づくり」を主な広報テーマとし、事業主、加入者へ引き続き分かりやすくタイムリーな情報を発信する。

・健康保険委員の委嘱拡大に向けた取り組みを強化するとともに、健康保険委員活動の活性化を図るための研修や広報誌等を通じた情報提供を実施する。

■ KPI：全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 60.0%以上とする

【具体的取組み】

- ①定期広報誌（協会けんぽ栃木支部からのお知らせ、社会保険とちぎ、協会けんぽとちぎ）やホームページ、メールマガジン等を活用し、「①協会の概要・財政状況」「②申請手続き」「③医療費適正化への取組」「④健康づくり」を柱とした広報を実施することで、協会の事業や医療費適正化、健康づくりの理解を促進する。
- ②マスメディアへの情報提供により、各種メディアを通じた広報を実施する。
- ③令和2年度に事業主に対し実施したアンケート調査結果や広報実施結果に基づき、有効な媒体を活用し、広報を実施する。
- ④YouTube 広告を活用し、幅広い層へ周知し、加入者の制度理解を促進する。
- ⑤商工会議所等、関係団体の機関誌へ広報記事の定期掲載を実施する。
- ⑥ウィズコロナを前提とした、広報や研修、啓発方法を検討、実施する。
- ⑦事業所へ文書、電話、訪問による健康保険委員の委嘱およびメールマガジンの登録勧奨を実施する。
- ⑧申請書の提出先や記入例や保健事業等について掲載した「協会けんぽのしおり」の内容を充実させ提供することで、健康保険委員活動の活性化を図る。

3. ジェネリック医薬品の使用促進

<課題分析>

・本部作成の「ジェネリックカルテ」及び「データブック」によりに重点的に取り組むべき課題（阻害要因）を明確にし、対策の優先順位を付けて取り組む。

<医療機関・薬局へのアプローチ>

・「医療機関・薬局向け見える化ツール」及び「医薬品実績リスト」等の情報提供ツールを活用して、医療機関・薬局に対する働きかけを継続する。

<加入者へのアプローチ>

・加入者にジェネリック医薬品を正しく理解していただけるよう、ジェネリック医薬品軽減額通知や希望シールの

配布、若年層への重点的な広報等を実施する。

■ KPI：ジェネリック医薬品使用割合（※）を 80.0%以上とする

（※）医科、DPC、調剤、歯科における使用割合

【具体的取組み】

- ①ジェネリックカルテや年齢別、地域別、医療機関別の使用割合等のデータを用い、また、医療機関及び保険薬局へ訪問すること等により情報収集を行い、支部の課題を把握する。
- ②ジェネリック情報提供ツールを活用し、医療機関及び保険薬局へ訪問及び文書による働きかけを行う。
また、医療機関あて情報提供文書を栃木県保健福祉部長と栃木支部長の連名、薬局あて文書においては栃木県薬剤師会長を含め3者連名で送付することにより、ジェネリック医薬品の使用促進を図る。
- ③15歳未満のジェネリック医薬品使用割合が低いことから、15歳未満の被扶養者がいる家庭へ、健康保険制度への財政効果や安全性などの情報提供を行うことで、親世代の理解を促進する。
- ④栃木県薬剤師会等の関係団体と連携し、地域における積極的な啓発活動を実施する。
- ⑤ジェネリック医薬品希望シールやリーフレット等の配布、また、YouTube や SNS を活用した広報により加入者の理解を促進する。

4. インセンティブ制度の着実な実施

- ・加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組や意義を理解していただけるよう、周知広報を行う。

【具体的取組み】

- ①評価指標に対する実績が低い事業所等へインセンティブレポートを配布し、事業主や加入者の理解を促進することで、行動変容を促す。
- ②令和2年度に事業主に対し実施したアンケート調査結果や広報実施結果に基づき、有効な媒体を活用し、広報を実施する。

5. パイロット事業

- ・保険者機能の発揮による総合的な取組を推進するための提案を行う。

【具体的取組み】

①全国展開の実現可能性を踏まえて、より質の高い事業となるよう十分議論、精査を行ったうえで提案する。

6. 地域の医療提供体制等への働きかけ

- ・ 地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用し効果的な意見を発信する。
- ・ 地域医療を守る観点から、不要不急に時間外受診や休日受診を控えるなどの「上手な医療のかかり方」について、加入者や事業主に対して働きかけを実施する。

■ KPI : 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する

【具体的取組み】

- ①協会が保有するレセプトデータ等を活用し、適切な医療機能の分化・連携に向けた意見発信のための分析を行う。
- ②定期広報誌（協会けんぽ栃木支部からのお知らせ、社会保険とちぎ、協会けんぽとちぎ）やホームページ、メールマガジン等を活用し、「上手な医療のかかり方」について、周知、広報を実施する。
- ③マスメディアへの情報提供により、各種メディアを通じた広報を実施する。
- ④YouTube 広告を活用し、幅広い層へ周知し、加入者の制度理解を促進する。

7. 調査研究の推進

- ・ 本部及び支部が保有するレセプトデータ等を分析し、医療費適正化等に向けた情報発信を行う。
- ・ 医療費適正化に向けた事業の実施につなげるため、栃木県や他保険者等と連携するとともに、外部有識者の知見等も活用して分析を実施する。

【具体的取組み】

- ①事業主及び加入者へ、分析結果に基づく医療費適正化に向けた情報発信を行う。
- ②栃木県民の健康意識向上を目的に栃木県や保険者協議会等と連携し、医療費・特定健診データの分析を実施し、事業主及び加入者へ発信する。

3. 組織・運営体制関係	<p>1. 人事・組織に関する取組</p> <p>(1) 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置</p> <ul style="list-style-type: none">・ 支部内人事ローテーションを計画的に行い、職員個々の能力を向上させることにより、更なる保険者機能の発揮に向けた組織体制を整える。 <p>(2) 人事評価制度の適正な運用</p> <ul style="list-style-type: none">・ 人事評価制度を適正に運用するため、人事評価要領を職員に再周知し、組織目標を達成するための「個人目標の設定」や職員の役職に応じた「役割定義」等、職員の人事評価制度に関する理解を深める。 <p>(3) OJTを中心とした人材育成</p> <ul style="list-style-type: none">・ 組織基盤の底上げのため、職員の能力・スキルを的確に把握し、階層や経験、職場状況に応じたOJTによる人材育成を行う。また、外部講座等の集合研修を効果的に組み合わせる。・ 通信講座等により自己啓発を積極的に行う組織風土を醸成する。 <p>2. 内部統制に関する取組</p> <p>(1) 内部統制の強化</p> <ul style="list-style-type: none">・ 内部統制基本方針に則り、効率的な業務運営及び事故等が発生しない仕組みの構築に取り組む。 <p>(2) リスク管理</p> <ul style="list-style-type: none">・ 職員のリスクに対する意識や危機管理能力を高め、有事の際に万全に対応できるよう、各種リスクを想定した訓練を実施する。・ 個人情報保護について、情報セキュリティ教育、情報セキュリティ対策の自己点検を確実に実施し、職員の保有個人情報の取り扱いに関する理解の深化、意識の高揚を図る。 <p>(3) コンプライアンスの徹底</p> <ul style="list-style-type: none">・ 重点目標、活動内容など活動の指針となる年間活動計画を策定し、進捗確認のための委員会を定期的を開催する。・ コンプライアンス事案が発生した場合には委員会を速やかに開催し、委員会における決定事項を確実に職員に周
--------------	--

	<p>知する。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその徹底を図る。・ 法令遵守を組織に浸透させ、不正が発生しない組織づくりのため、自主点検について点検方法を順守した点検を確実に行う。・ 職員のコンプライアンス意識の向上を図ること及び今後の啓発活動に活かすことを目的とし、職員に自己点検・アンケートを実施する。 <p>3. 費用対効果を踏まえたコスト削減等</p> <ul style="list-style-type: none">・ 調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。 入札案件においては、業者への声掛けの徹底、公告期間や納期までの期間の十分な確保、仕様書の見直し等の取組みを行うことで、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。・ 一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、次回の調達改善に繋げる。・ また、少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。・ 消耗品の発注システムを活用した随時発注による適切な在庫管理等により経費削減に努める。 <p>■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下にする</p>
--	---